

諮問日：平成30年4月23日（平成30年度（最情）諮問第3号）

答申日：平成30年9月21日（平成30年度（最情）答申第34号）

件名：最高裁判所裁判官会議議事録の一部開示の判断に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「昭和24年10月17日の最高裁判所裁判官会議の議事録」の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、「裁判官会議議事録（昭和24年10月17日開催）」（以下「本件対象文書」という。）を対象文書として特定し、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成30年3月16日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

- 1 原判断において不開示とされた記載部分（以下「本件不開示部分」という。）のうち最高裁判所長官及び秘書課長の署名及び印影について、昭和24年10月17日当時の最高裁判所長官及び秘書課長が既に死亡している以上、その署名及び印影を公にしたとしても、偽造され、悪用されるおそれはない。
- 2 本件不開示部分のうち「第二小法廷の判決に関する問題について」に係る記載部分を公にしたとしても、69年も前の話であるから、人事管理事務に支障を及ぼすおそれがあるとはいえず、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条6号ニに規定する不開示情報には相当しない。仮に相当するとしても、公益上の理由による裁量的開示をすべきである。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 本件不開示部分のうち最高裁判所長官及び秘書課長の署名及び印影は、法5条1号の個人識別情報に当たる。裁判官会議の議事録の署名及び押印は、その固有の形状が文書の真正を示す認証的機能を有しており、これらを公にすれば、偽造され、悪用されるなどして、特段の支障が生じるおそれがあるため、本件対象文書が約69年前に作成されたものであることを踏まえても、同号ただし書イに当たらない。

また、本件不開示部分のうち昇給対象となった裁判官の氏名等、死亡した裁判官の氏名等、採用が取り消された司法修習生の氏名、裁判所事務官の氏名等及び「第二小法廷の判決に関する問題について」の氏名や議事の記載は、いずれも個人識別情報に当たる。

- 2 本件不開示部分のうち「第二小法廷の判決に関する問題について」に係る記載部分には、裁判官会議決定に至る経緯等が記載されており、本件対象文書が約69年前に作成されたものであることを踏まえても、これを公にすると非違行為に関する調査手法等を明らかにすることとなり、今後の人事管理事務に支障を及ぼすおそれがある。また、これらの記載部分は、裁量的開示を行うべきものには当たらない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成30年4月23日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年5月7日 苦情申出人から意見書及び資料を收受
- ④ 同年6月15日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年8月24日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 本件対象文書を見分した結果によれば、本件不開示部分は、最高裁判所長官及び秘書課長の署名及び印影、裁判官の昇給及び死亡、司法修習生の採用の取

消し並びに裁判所事務官の任免及び叙級に係る記載部分並びに「第二小法廷の判決に関する問題について」に係る議事の記載部分であることが認められる。

本件不開示部分のうち「第二小法廷の判決に関する問題について」に係る議事の記載部分については、その記載内容に照らせば、裁判官会議決定に至る経緯等が記載されており、本件対象文書が約69年前に作成されたものであることを踏まえても、上記記載部分を公にすると非違行為に関する調査手法等を明らかにすることとなり、今後の人事管理事務に支障を及ぼすおそれがあるという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえず、法5条6号に規定する不開示情報に相当すると認められる。上記記載部分について、苦情申出人は、取扱要綱記第4に定める公益上の理由による開示をすべきであると主張するが、公益上の理由による開示を相当とする事情は見当たらない。

また、本件不開示部分のうちその余の記載部分については、同条1号に規定する個人識別情報と認められる。苦情申出人は、最高裁判所長官及び秘書課長の署名及び印影について、偽造され、悪用されるおそれはない旨を主張するが、裁判官会議の議事録の署名及び押印は、その固有の形状が文書の真正を示す認証的機能を有していることからすれば、本件対象文書が約69年前に作成されたものであることを踏まえても、上記記載部分を公にすれば、偽造され、悪用されるなどして、特段の支障が生じるおそれがあるという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。

したがって、本件不開示部分は、同号及び6号に規定する不開示情報に相当すると認められる。

- 2 以上のとおりであるから、原判断については、本件不開示部分は法5条1号及び6号に規定する不開示情報に相当すると認められるから、妥当であると判断した。

委 員 長 高 橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人